

22/8/2 土地規制法「みんなでパブコメセミナー」文字起こし

岡本：そして youtube ご覧の皆さんも、現地の皆様も、こんにちは。

本日は、私松戸市議会議員岡本ゆうこが司会を務めさせていただきます。今日はですねみんなで土地規制法のパブコメを書こうというセミナーを開催させていただきます。ですね冒頭5分、海渡弁護士一緒に5分。この5分でわかるパブコメと一体何なのっていうのを収録したいと思いますので、皆様お付き合いいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

海渡：パブコメって皆さん聞いたことあると思うんですけども、政府のページからですねそこに自分の意見を書き込んでメールで送るっていうそういう手続きなんですね。やったことある人どれくらいいますか？

やっぱ半分ぐらいですよ、やったことない人も多くて。

岡本：私、やったことないんです。

海渡：あのねこれねやると、いろんなどころに関門があってですねなかなかできないんですよ。

どういうことかという、パブコメの意見に何書くかってことこの後、あの仲松先生が立派なレジメを準備してくださってるし、みんなが思い思いに意見を言うんでそれの中から自分が気に入ったものを選んでいってもらえばいいんですけども、ちょっとテクニカルな問題としてですね、ちょっとページをちょっと出せたら出して。出せなくてもあの様々な我々の団体がやっているところでここをクリックすればっていう、それをちょっと見せてあげてください。

発表事項を書き込んでいくっていうのは普通にできると思うんですけども、一つ一つの意見を書くときに、今回基本方針についてのパブコメなわけですけども、土地規制法の基本方針のどの場所について意見を言うのかってことを書かなければいけない。

そして意見の内容を2000字以内で書く。それを超えて書くことはできないんですけども、パブコメを1人でいくつ出してもいいんですけども、いくつ出してもいいんです。

10個でも20個でも書けるんで、問題がある箇所全部あげて書いてもいいんですけども。

とにかく1個の意見は2000字以内。2000字でも長いので500字とかね、数百字の簡単な意見を連ねていくのがいいんじゃないかなというふうに思いますが、僕もねやったこと何度もあるんですけども、なっかなか送れないことがあるんですよ、あのボタンをボタン押してもね、あの、なんかね禁則処理何とかに引っかかりましたとかいう何か表示が出て送れないことがある。これはね何が原因かわからない。

そういうことが非常に多くあります。

なぜそういうことが起きるかというのをですねプロの人に聞くとですね、変な文字を使う普通の文字だけを使う、それから数字は全角文字を使う。

半角文字使っているとそれだけで何かはねられて送れなかったりすることがあるんです。

最近それは障害にならないようにシステムが改善されたという説もあるけれども、ちょっととにかく数字は全角にした方がいいし、括弧とかそういうのもですね、あんまり使わない方がいいですね。とにかくベタの、数字は全角で書いてそれですって送るといいですね。その点だけ注意していただければ送れるだろうと思います。

もう一つなんて書くかって話しましょうかね。

僕は土地規制法は違憲だし廃止してほしいと思ってるんですね。

だから、この法律の存在を認めて、それで運用改善してほしいなんていう意見言うのは片腹痛いってこういうふうに通ってる方も、これご覧になってる方いると思うんで、ですけれどもそういう方にこそむしろですね、この法律を廃止すべきだって意見でもいいんですよ。

それがパブコメですし今後、ええのですけれども、せめて自分が住んでいるですね、基地付近のマンションの上からですね基地眺めてるだけ機能阻害になるようなことだけは絶対やめてほしいとかですね、そういうことをやっぱり言うべきだと思う。それがたくさん集まることによって、基本方針が最終的にどういうものになっていくか、それによってこの法律は元々駄目な法律ですけども、より駄目な法律になるか、よりマシなものになるかっていう、少しの違いだけでもそこはすごく大きな違いになってくると僕は思うんですね。

で、パブコメでどんな意見が寄せられたか、それに対して政府はどう答えたかみたいなものは全部公表されます。そういう意味では割とオープンな手続きで無視するってことは難しいんですね。

そういう意味で、夏休みの宿題ってとこかな。

今年の夏休みは、土地規制法のパブコメを書きますと、夏休みの宿題と思ってちょっといろいろ勉強しながらですね、1人でお1つと言わず1人で3つでも10個でもですねそういうのを書いてみるという夏休みにしてみたらどうかなど。

実はここにいるメンバーですね経済安保法も反対してた人が多くて、経済安保法も同時にね、パブコメが始まってそっちでも書かなきゃいけないんですけども、そういうことをやるのがいいかなと思うんですが、どうでしょう。

岡本：そうですねあと、メールだけじゃなくて、郵送でもFAXでもできるんですね、先生。メールだけ。

海渡：郵送はできるので、でも郵送がかえって今もう面倒な人が多いと思いますけどね。

けどどうしても送れないときはねそれでやるしかないですね。

前回、秘密保護法のときにですね、どうしても送れないから俺はもう手紙で送ったよなんて人もいましたね。

あの、嫌がらせみたいに送れないようなその仕組みが肅々と仕込まれている仕組みだということをよくわかった上で、送れないって腹立てないでですね、ここの妨害を跳ね除けてちゃんと送るところまでが戦いだと思ってですね、やり遂げていただければなと思います。

岡本：はい、ありがとうございます。ちょうど5分でしたね。

はい、パブコメ、土地規制法、パブコメなどでインターネットで検索していただくと、いろいろなサイトにアクセスしてそこから飛ぶことができますのでしてください。締め切りは8月24日23時59分迄ですので、是非多くのパブコメ送りたいとおもいますので頑張りましょう。

はい、ありがとうございました。

それでは本日、阿部知子衆議院議員、ご参加していただいておりますので、阿部先生から一言よろしいでしょうか。

阿部知子：ありがとうございます。改めまして皆さんこのお暑い中本当にお疲れ様です。おまけにコロナも蔓延ですからお気を付けてください。それにつけてももうこの土地規制法って本当に立法事実も何にもないのに法律を作って、そして基本方針を作ったからパブコメってもうね、どう考えても頭くるものです。さっき海渡さんが言われましたが、経済安保法も同じです。

法律の骨格という根拠と事実がない、だから何でもできちゃうということで、今、海渡さんが言ったようになるべく多くの皆さんが、あらゆる角度から意見を出すことによって少しでも歯止めをしていくってすごく大事です。

私は実は脱原発の原発ゼロの会をずっとやってるので、またパブコメばかりいろんな方針が出る都度、パブコメってみんなに呼びかけて書いてもらいます。例えば、あの汚染水を海洋放出しちゃうとかさ、そんなこと海を汚して誰がいいと言ったと、基準以下に薄めるって言ったってね全部集まればどんなもんかって思います。

ことほど左様に、政府が自分たちの方針をお墨付きを与えるためにやることですけれども、どれどれもいかがわしいから、必ずやボロがあります。皆さんの目で、皆さんの感性でパブコメをあげてください。けしからんことに同じようなものは、まとめて一括して答えを出してくんいですね。

もうそれももう常套手段です。

でも、でもやっぱり出すと出さないじゃものすごく差があります。そしてこの法律知られてない分だけ、皆さんに出してほしい。

私は夏に石垣島に行きました。新しい基地ね、宮古もあるし、石垣もあるし自衛隊基地、こんなとこに急に基地作って、その周り1キロ監視するんですか、あんたたちが後から来たんでしようにと本当に思いました。米軍も使うでしょう、いろんなことがもう住民無視、主権者無視。本当に立憲主義とは程遠いです。皆さんと一緒に、やっぱり政治って根っこ足元

ですので良くしていきたいと思います。今日はお集まりお疲れ様です。いいパブコメ出してください
よろしくをお願いします。

岡本：ありがとうございました。阿部知子先生は立憲民主党の当時ですね1年前衆議院議員の内閣委員として鋭い質問をしていただいたという経緯がございまして、その後1年経ちましたけれども、様々な国会議員の先生のご協力をいただきまして、本日を迎えているわけでございます。

それでは時間がないので早速ではございますけれども、Zoomのほうから参加をいただいております仲松正人弁護士からですね、基本方針案の全体の問題点ということにつきまして10分程度解説をさせていただきたいと思います。仲松弁護士の準備の方はいかがでしょうか。

仲松：はい、聞こえますでしょうかね。

岡本：はい聞こえます。

仲松：はいあの、レジメを、これから簡単に解説していきたいと思います。

そもそも土地規制法というのはもう違憲な法律で、廃止されるべきなんですけども今回はそれを前提としつつ、基本方針案の問題点の解説概要を説明したいと思います。できるだけこの法律を縛るために皆さんパブコメ出してもらいたいというふうに思います。

基本方針いっぱい書いてあるんですけども、まずですね基本方針とは何かというと土地規制法4条2項で基本方針を決めると。基本方針決める内容は四つ、全体五つありまして、基本的な方向まず、この法律の基本的な方向を表明した上で、区域指定に関する基本的な事項、その中には経済社会的観点から留意すべき事項というのも具体化することになってます。それから調査に関する基本的事項、それから勧告命令に関する基本的な事項、この中には阻害行為が具体的にどんなことかということも書くと。以上の他必要な事項ということで、見てわかるように、これらの事項は土地規制法の中核をなす事項で、本来は法律で明確に規定されるべきだったんですね。

それを基本方針という内閣が決めるものに、委ねるということになってます。

ここも非常に大きな問題なんですけども、ですから基本方針で規定する内容はできるだけ曖昧なことをなくして明確にさせていく必要があるということなんですけども、今回の基本方針を見るとそういうふうになってないという根本的な問題があります。

まず立法事実について最初に言ってます。政府は最初にその北海道の千歳、長崎県の対馬の事例を盛んに言ってたんですけども、この基本方針案ではそのことは一言も触れられてません、消えてしまっています。

国会審議では立法事実はないということも明らかになっていますけれども、いまだもっ、その立法事実があるというふうに開き直ってる態度は、非常にけしからんというふうに思っています。

それから法第3条で権限抑制条項があるんですが、基本方針案はそれをなぞるだけで国民の権利を不当に侵害しないための制度的保障の用意がないという、そういう問題があります。具体的な内容に入ってきますけども、区域指定の基本的事項ですけども、まずその手続き的に言うと、法律には明確には書いてないんですが、区域指定については関係地方公共団体からの意見聴取をするということを書いてあります。

ただこれについては聴収だけじゃなくて、尊重するというをやらせていく必要があるかなというふうに思っています。

それから重要施設がどういうものかということについては基本的には国会答弁通りの内容になっていますが、原発関連施設については原発だけではなくて、その精製からその貯蔵そういうものまでについて全ての原発関連施設を指定するというので、これはあの、多分国会答弁よりも広がってるんじゃないかなというふうに考えてます。

狭める必要があるかなというふうに思っています。国境離島については有人の国境離島に該当する島についてはその島全部を区域指定にすることはないというふうに書いてます。

今まで例えば沖縄なんか全部指定されるんじゃないかという危険もあったんですけども、それが無いというふうにこれは明言していますので、運動の成果かなと。

ただし、国境離島の場合には、領海基線の近傍などの近傍の区域を指定するというふうになっていますが、重要施設の周辺1キロとかそういう範囲の方が明確になっていないので、これを明確にさせる必要があるかなというふうに思っています。

それから公明党の要求で入ったというその経済的社会的観点から留意すべき事項ということについて、一定どういう場合というふうに書いてあるんですが、これで明確になったと言えないと、この内容はその区域指定に非常に関係してくるので、内容の明確化をさせること、それから限定をさせることが必要になってきているというふうに思っています。

次ですけども、調査事項ですね、基本は公簿等を収集すると、必要に応じて現地現況調査、それから8条の報告を組み合わせるというふうにしてますけれどもこれはあくまでも原則というふうに書いてあります。

現地現況調査や報告をどのような場合にそれが必要になるのかということが抽象的で書いてないので、それを明確にさせる必要があるかなというふうに考えています。

それからその他の関係者については依然として不明確なままです。限定させる必要があるというふうに考えてます。

それから思想信条に関係する事項の調査については、これまで同様そこまで調査しないというものの土地等の利用に関係関連しない情報という限定をつけて、調査しないというふうにしています。

逆に言うと土地等の利用に関連する調査であれば、思想信条にわたる調査や行動の調査も排除されていないのでこれは明確に排除するということを明言させる必要があるかな、あるというふうに考えています。

それから情報受付窓口の設置を国会で答弁しましたけども、基本方針案にはこれを設置するというふうに明言をしています。

これは私達が密告の奨励だということで批判をしていた中身です。しかもですね、基本方針案では住民からの情報収集だけではなくて、関係行政機関も情報提供元に含めています。7条で先に見たように公簿等の収集だとか、必要に応じてというそういう段階を踏むというふうになっているんですけども、7条でそういうふうに限定をしたとしても、この情報提供窓口の情報元を関係行政機関も含めると、いうふうにするところでは抜け道に使われると、自衛隊情報保全隊の特徴、公安警察が持っている思想信条にわたる情報収集もこれで行える可能性があるんで、私はこういう情報、法律に規定のない情報受付機関の受付窓口の設置はやめようと言うべきだというふうに考えています。

次ですが、勧告命令で阻害行為ですけども、まずですね勧告に対して不服を申し出る手続きを基本方針案では書いています。

しかしこういう手続きは法に規定はなくてですね、弁護士の立場から言うと、法律に規定のない手続きをこの基本方針案でやるっていうのは、憲法31条の適正手続き保障に反するというふうに考えてます。国会で行政不服審査手続きによるというふうに言っていたのでそれによるというふうにさせる必要がある。かつですね、勧告が正当だと判断されるまで、つまり不服申し立てが正当でないと判断されるまでは、命令はしないということを明記すべきだというふうに考えています。

次に、機能阻害行為ですね、機能阻害行為については七つの類型を例示しました。

しかしこれは例示にすぎません。

全然具体化されていません。

しかもですねその例示に当たらないことでも機能阻害になるということまで書いてありません。

結局実際に何が機能阻害行為になるのかは不明なままになっています。

罪刑法定主義の違反はこの基本方針案でも解消されていないというふうに考えてます。問題だと思うのは、もう一つ問題だと思うのは該当しないと考えられる行為というのを列挙しています。

それはむしろ危険なことだというふうに考えています。これまで法案説明資料にあった高所からの継続的な監視ということは、基本方針案の該当する行為からは消えてはいるんですが、そういう意味では運動の成果だと思うんですが、該当しない行為っていうのをわざわざあげるんであれば、これまで私達が危険だというふうに言っていたその高所からの継続的な監視は当たらないだとか、反基地運動や反原発運動は当たらないというふうにするべきであって、この基本方針案で書いてある該当しない行為というのはそれに該当しないと該当するよ

とこういうふうに読める非常に危険なもので、こんなことは書く必要はない。書くんだったらこういうことを書けというふうに要求する必要があるかなど。

引き続き機能阻害行為の具体的内容を明らかにせよということが必要ですし、それがなされない限りこの法律は実施するなという声を上げていく必要があるっていうふうに基本方針案を見て思いました。

次ですけれども、最後にその他必要な事項に関してということで五つありますが、それぞれ問題があるというふうには思っています。

関係行政機関の長への情報提供をやる規定があるんですが、それがどういう場合にできる、あるいはどういう内容についてできるということが限定されていません。

これを明確し確定させる必要があるというふうに考えています。

それから国がその土地などの買い取りをするという制度があるんですが、これは事実上の軍事目的の土地利用になりかねないということで批判をしてきたものです。

これをやめさせる必要があるというふうに考えてます。

それから土地等利用状況審議会はもう既に委員が任命されて、初会合がされたということですけども、この法律に批判的な立場の人が全然任命されてないので、これを代えろということも声を上げていく必要があるかなというふうには思っています。

それから実施状況の公表するということが書いてあるんですけども、公表される事項が全然その抽象的なんですね。

これを詳細にさせる必要がありますし、それから国会へ報告をするということも、きちんと明言すべきだというふうには思っています。

それからもう一つ、付則2条では5年以上の経過を見て必要な措置を講ずるというふうになってるんですが基本方針では5年を待たないで行うというふうにして、これは法にも違反しているというふうに考えてます。これは削除させる必要があると思います。

以上簡単ですけども、問題点の概要を説明させていただきました。

よろしくをお願いします。

岡本：はい、どうもありがとうございました。

続きまして海渡雄一弁護士に機能阻害行為について特化して解説をいただきたいと思えます。

海渡：わかりやすいことをいいますと、調査をすべきことに思想信条を入れるなってこれぜひ書いてほしいですね。一文ね。

5項については、私はですね普通にこの基地の周辺に住んでいて、高いところのバルコニーから基地を見てる行為。高所からの継続的監視、これは絶対入れるべきじゃないっていうのをぜひ書いてほしいなというふうに思います。

簡単に言うとそれですね、その2つがたくさん出てくると、この法律の施行について大きな歯止めをかけられるんじゃないかなと思って、仲松さんどれも言ってくださいましたけれ

ども、言われた項目が多すぎてよくわかんなくなっちゃった人もいると思うんで、今の2点ね、要するに思想信条にわたる事項についてはあれですね、土地の利用に関連しない情報って断ってるけどもそんなのは駄目だ。

駄目だよそんなことに関連なく情報受付窓口なんか絶対設けちゃ駄目だこれも重要ですね。そして高所からの継続的監視、普通に住んでそこでですねだから外を眺めてるだけの行為を機能阻害行為に絶対にするなということをお願い残して、私は30分でなければいけないので、これで失礼いたします。

あと他皆さんから楽しい重要なパブコメについてのご意見が出ると思います。

武蔵野公会堂であの僕あの原発に関する講演するんで、それにそれも遅れちゃいけないって金子あいさんに厳しく言われてるんでこれで失礼致します。すいません。

岡本：ありがとうございます。お忙しいところ、また改めまして、まとめたものですね今日まとめて、またブログなどにアップさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きますのでね。

馬奈木巖太郎弁護士の方から解説をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

馬奈木：皆さんこんにちは。弁護士の馬奈木と申します。

もう既にですね、お2人の方から詳細な解説、あるいはあの実践的なですね、パブコメの問題点の指摘などもありましたので、私の方からはですね、できるだけ重ならないようにお話をできたらというふうに思っています。

実は私2週間ほど前ですかね、7月の20日に内閣府それから防衛省とお話をする機会がありましたので、その辺りもあのご報告がてらですね、できたらと思っています。

一つがこの例の機能阻害行為ということで、7つ出されています、類型として出されています。元々この法律、必要だというふうに政府が言っていた具体的な例として、北海道の千歳として航空自衛隊の千歳基地、それから長崎県対馬市の海上自衛隊の基地これらの周辺が外国資本によって購入されていると。

これが地元で不安視する声もあって、安全保障上のリスクにも繋がりがねないと。

したがってこの法律必要なんだというふうに国会審議の中ではさんざん主張してきました。なので、私七つの例のどれに当たるんですかと。

千歳の場合はどれにあたりますかと、対馬の場合はどれにあたりますかとお尋ねしました。結果、回答ができませんでした。

この一つとってもですね、この法律、本当に必要なのかということをもすすもって裏付けることの例かなと思っています。

また、7つの例についてはですね、これいずれも例えば航空法であったり、あるいは電波法であったりそういった既存の法律で対応できる話なのではないかと。

万が一できないというんであればそれらの法律の改正で足りるんじゃないのかと。

なぜこういった土地規制法のような法律が必要なのかというところもですね、この今回出されてきた機能阻害行為の例示を見てもですね、全く説得力がないというふうに言わざるを得ないと思います。

そういう意味でも、あのこの法律の発動させないというところが、やっぱり良い非常に重要ですし、廃止を求めていくということ引き続き課題であることは間違いないんですけども、一方で現に今パブリックコメントの期間が続いていて、そして来年の全面施行に向けてですねカウントダウンが政府の側で進んでいるという中で、この法律少しでも抑制的な運用させるために、何が必要かということも併せて考えていかないといけない点だろうというふうに思います。

その観点で今まで出てきてないであろうと思われるところをちょっといくつか申しあげるとですね、この今回のこの基本方針案の中には先ほど仲松先生からも前進面で沖縄の話などありました、あのもう一点挙げるとすればですね、これをもし基本方針をお持ちの方ご覧いただきたいと思うんですが10ページになるんですけども、実は勧告を出す前に、方針案の言葉としては説明をするというふうになっています。

10ページの下から2段落目なんですけど、勧告の対象となる土地等の利用者に対し、勧告に先立ち、土地等の利用の機能阻害行為の状況等を説明した結果、速やかにこれが是正された場合には勧告を行わないというふうになっています。

これは実は法律の審議、あるいは法律の条文の中ではない話です。

いわゆる行政指導というのが勧告の前に先立ってなされるということがここで明らかになっています。これはですね、手続き的なところで言うと一つ丁寧な手続きが入っているというふうに評価しようと思えばすることもできます。これが入ってるからそれでめでたしという話じゃないです。

ただいきなり勧告命令という来る前に、行政指導が入るということがここで初めて明らかになった。意味はそれとしてあるのかなというふうに思っています。

もう一点、この法律今度はですね、12ページ目の頭になります。

注視区域内における機能阻害行為を防止するために実施する他法令に基づく措置があり、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、内閣総理大臣は法第21条第2項の規定により、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し当該措置の速やかな実施を求めることができるというふうに書かれてあります。

これ何の話をしてるかっていうと、他の法律がある場合との関係です。

土地規制法以外の法律でもって、何らかの措置が予定されている、そういう法律がある場合のことですけども、私はこれ内閣府に確認したところ、土地規制法はだからラストオプションなんですかというふうに聞きました。そうだという回答でした。

従って重なって重疊的という言い方をしますけども重なって、法律がある場合には、他の法律の方が先行すると、土地規制法はそういう意味で言うと最後の最後に出てくる法律だというふうなことを回答がありますので、ここでこれはちょっと共有して皆さんの間でも共有

しておきたいと、ここはそういう意味だというふうなところでご報告しておきたいと思えます。

で、次パブコメですけども、実践的なところで申し上げたいのは2点あります。

一つはですねこれ法律になかったんですが、付帯決議がついたことによって基本方針でも確認されてますが、指定に当たっては、当該自治体の意見を聞くというふうになっています。

これも内閣府に確認しました。これは市町村なのか、それとも都道府県なのかと。

検討中だというふうに答えていましたけれども、パブコメでは都道府県も市町村も両方聞けというふうに意見を述べることは意味があるだろうと思っています。かつ、ついでに言うと、立地自治体だけなのか周辺自治体も含むのかという問題もあります。

立地自治体のみならず周辺自治体にも意見を聞けというふうに広げるべきだろうというふうに思っています。

これは意見を聞くだけですから、同意することが指定をする状況になってるわけではありませぬけれども、周辺自治体含めてですねやっぱり反対の声が少なからずあると

いうことは慎重な運用に資するだろうというふうに思っています。

もう一点、審議会の意見を聞くということが手続きの中でいくつか予定されています。

この審議会の会議の結果、要するに議事録、発言者含めて全部公表せよというふうな意見はぜひとも伝えるべきだろうと思っています。

最近はこの審議会に関してはあの審議議事録という議事録に変わってですね議事の要旨という形で発言者を明らかにしないで、公表する場合が少なからずあります。

この審議会誰がどんな発言をしたのか、これを区域指定をするに先立って、審議会の意見を聞くことになっていますので、そういう意味でも各委員がですね、どういう発言をしたのか、どういう議論の結果ここが指定されることになったのか、そういうことをこちらとしてもですね把握し、必要に応じて批判をするというためにもですね、大変重要なところだと思いますので、こういった点もぜひパブコメなんかでは触れられてしかるべきところではないかなというふうに思っています。

いずれにしても今回の基本方針案によってですね、土地規制法の問題点が解消されたわけでは決してありません。

むしろまったくもってですねやっぱりな、なんていうか、改善されないというか懸念がですねますます確信に変わるようなものだというふうに思っています。

その意味でも、まずは当面パブコメで多くの意見をぶつけていくということが必要になっていきますし、特にあの、区域指定がされそうなところというのは考え方が示されました。

ただこの考え方を示されたところで、例えば自衛隊、こういうところを指定しますという四つの条件出してますけど、全く逆とこれから外れる施設ってどこなんですかと言いたいぐらい、ほぼほぼ網羅的になってしまいます。防衛省にも確認しましたがけれども病院は外れるのかと、幹部候補生学校みたいなのは外れるのかと聞いたところ、結局はもう審議会の委員の皆さんたちのご議論を伺ってからみたいな形で、ちゃんとした答え出てきませんでしたがけれども、その気になればですねかなり網羅的に指定される可能性もありますから、そういう

意味でも自治体レベルでの取り組みっていうのも引き続き重要になりますし、来年の春には統一地方選挙が予定されてますから、こういった法律に対してどういう態度をとるのか、それぞれの区域指定がなされそうな自治体であれば特に議員さんたち候補者に対してアンケートを取るとかいろんなことはできるんじゃないかというふうに思います。引き続きの取り組みをぜひ、私もですけれども、ぜひ皆さんと一緒に頑張りたいというふうに思います。ありがとうございました。

岡本：馬奈木弁護士ありがとうございました。審議会の話も出てきましたけれども、第1回の審議会は7月25日に知らない間に開催されたわけですが、その審議会のメンバーについても私達もメンバーに海渡弁護士や仲松弁護士にそして馬奈木弁護士を入れてほしいというような要請も行っておりましたけれども、そういったこともなくいつの間にか決まっていたという経緯もございました。

続きましてですね、本日の参加の市民団体からですね、それぞれの視点から問題点などを発表させていただきたいと思っております。一番最初に、わかりました。

そしたらですね、自治体議員団の中からですね、沖縄北谷町議員の高安克成さん、最初に5分程度行けますかね、お願いします。

高安：はいこんにちは。

沖縄県は北谷町議会議員の高安と申します。

私達のところをご存知のように基地問題が様々に報道されてですね、話題になってるんですけども、今いろいろとお話があったように、本当にこの土地規制法という曖昧さの中でどこまで拡大解釈しながら、我々を押さえ込もうとしているのかなってという危惧する状況であります。

皆さんがご存知のようにこの辺野古っていうのも何でしたっけ、杉田水脈議員がね、国会で発言したように辺野古の基地に対する反対という行動に抑えるためにこの法があるのかっていう形で報道にも話題にもなりましたが、この辺野古だけではなくてですね私北谷町っていうのは嘉手納基地の隣にあってですね、もう本当に全域が1キロ以内に入るので、嘉手納基地だけではなくて、いくつも基地に普天間基地だったりで囲まれてですね、全域が対象区域になるんじゃないかと懸念をするような状況でありますから、そういう意味で言うんですけどね、嘉手納基地爆音訴訟というのもありまして、私達は本当に毎日のようにですね、嘉手納基地から飛んでくる飛行機、普天間基地とかから飛んでくるのにも爆音でやられてるんですけども本当に毎日のように爆音が響いている中で、爆音を差し止めたいと止めてくれということで、今第4次の訴訟が提起されたんですけども、そういう運動に対してもですね、何かしらこの法律をもとにしてですね押さえ込むようなことがあるんじゃないか。また、PFOSと水質の問題もあつたりとか、土壌の問題もあつたりとか、それを生活日常のことに关して我々が声を上げていくことが、それぞれ調査対象になったり抑え込まれたり、また犯罪と認定されたりとすることはないのかと、本当に懸念することがたくさんあると。

一方でですね、そういう懸念をしている中で私達北谷町というのは今沖縄県でも那覇市に次いで経済的にコロナ禍といえどもですね、2位にあってですね、経済活動も活発に行われてという状況があって、土地が土地の売買、不動産という形であるんですけど、そういう取引に関しても、単に基地反対とか、そういった事故や事件、そういった問題だけではなくてですねそういった経済活動においても、何かしら影響が出てくるんじゃないかなということで本当にこれもまた懸念であります。

そして私達がやっぱりそういったことを監視されていく中で、私達自身がですね、辺野古の問題もそうなんですけど、選挙があるたびにこの基地問題が取り出されてですね、賛成反対だっていう問題があって、そうすると、結局こういった基地問題の延長でこの土地規制法の結果としては、誰々はそういう思想を持ってるとか、またそういう調査の中で、私達が分断されていく、戦わされる状況があるというのもまた懸念の一つであります。

そういう意味からもですね私達自身が本当にパブコメも含めてですね、本当に廃止していくんだっていうことを声を上げていかないといけないと、がしかしこの状況をですね、やっぱり認識していない私達議員それぞれもそうなんですけども、住民自身がこの問題の本当に土地規制法、名前を聞いただけではそんなにピンとくるっていう感じではないと思うんですけども、本当に本質的な部分でわかっていない部分があるので、これ私達も引き続き北谷町のみならず、本当に沖縄県内では、県内のみならずっていうところではあるんですけども声を上げてですね、この法律っていうのが皆さん自身の本当に生活に影響がある可能性があるということ声を上げていくというのが大事ななと思ってますね。今回のこのパブリックコメントもですね、しっかりと土地規制法に関しても私達9月に自治体議員の選挙もありますし、そういうことからですね声を上げながら住民に対して訴えて、共感を呼んだ上で一緒に声を上げて廃止に向けて頑張っていくということでやっていきたいなと思っています。

はい、以上です。

岡本：北谷町から高安さんありがとうございました。

あのそうですね9月は昨日の地方選と、あと、知事選もございますので、ぜひですねこの土地規制法も加えまして争点にさせていただくような戦い方をさせていただきたいと思っています。

はい会場から参加者でそしたらいいですかね、市民団体の方から順番に、はいとりあえず、はいはい、会場の方から参加ということで、沖縄一坪反戦地主会関東ブロックの青木初子さんご発言よろしいですか。

青木さんでよろしいですか。こちら前の方にぜひ来ていただきたいと思います。

青木：一坪反戦地主の青木といいます。

今度のパブコメのセミナーにご参加くださった皆さんにあの本当に心からお礼申し上げたい。この法律は本当にね沖縄をターゲットにした沖縄の声、沖縄の暮らしを守る叫びみたいなものも押し潰すそういうふうな法律だと思っています。

私達は沖縄を離れてここで暮らして、日本で暮らしてるんですけども、もう調べれば知れば知るほど、沖縄に対する扱いっていうのはひどすぎるこの国は。沖縄の自己決定権というのは遡れば琉球併合のときから1回もないんですよ。

4人に1人が死んだ沖縄戦。その後に天皇のメッセージによって沖縄は米軍の支配下に置かれ、そしてその後、基地が作られて、そして今も、本土復帰したら今度自衛隊の基地までが軍事要塞化して台湾有事を煽って、もう戦争の最前線に立たさされている状況の中でこの土地規制法。もう沖縄のその何ていうかね置かれてる状況っていうのは怒りを持って私達は感じざるを得ません。

そしてこのパブコメの取り組み本当に重要だと思います。

0.6%の沖縄だけじゃなくて、99.4%の日本の皆さん、本当に1人1人が声を上げていただいて、この土地規制法に対するノーっていうメッセージを出していただきたいと本当に心から思います。

沖縄だけが対立して戦うだけじゃなくて、日本の皆さんの沖縄に対するこのひどい取り扱い、また最前線に立たしてまた戦場にしようとする、こういう状況の中でのこの法律だと思いますので、ぜひともですね、監視の目がいっぱいあるよと。

99.4%の皆さんが監視してるよっていう声を上げていただきたいと、そういう意味でのパブコメを1人でも多くの方が参加されてノーという声を上げていただきたいと思います。

特に機能阻害っていうのは何だかわからないのに、機能阻害を言われかねない、思想信条、その他含めて様々な調査がなされる可能性が高いわけですよ。

それに対してぜひともですね、この、このパブコメのセミナーを通して声を上げていきたいと思います。

私達も一生懸命やりますので、皆さん共に頑張ってください。

本日はありがとうございました。

岡本：はい、ありがとうございました。

そうしたらあと会場から杉原浩司さんにも一言ぜひお願いしたいんですけども、後でもいいですか。

あとはちょっと質疑応答もしたいなって思うんですけども、はい、はい、すいません。

杉原：この主催団体の一つの土地規制法廃止アクション事務局の杉原といいます。

あと武器取引反対ネットワークの代表もやっています。

あの、私の方からはパブコメの内容についてはもうかなりいろいろ出てますので、関連する情報として皆さんに知っていただきたいと思って一言だけお伝えします。

先ほどの話にも出てきました岡本さんからありましたが、第1回が人知れず開催されたですね、7月の25でしたっけ、25日に開催された土地等利用状況審議会いわゆる有識者の会合で、ここで意見を聞いて施行に向けて運用に向けて進めていくということなんですけど、当然ながらというかですね予想通り海渡弁護士や馬奈木弁護士仲松弁護士は入らず、どうい

う人が入ってるかというとですね、委員に10人女性が多い印象ありますが、小栗泉さん日本テレビの夕方のキャスターやってる方ですね。報道局専門局長なぜこのメディアの方が入ってるのか、これも問題じゃないかと僕は思ったりしますが、他にはですね北村さん、是永さん、田口さん、野沢さんという方は主にこの方たち僕もよく知りませんが都市計画とか土木計画学とかは都市政策の大学の先生が割と目立つなと思います。

それと私が知ってる名前と言うとですね佐橋亮さんていうのかな。

あの日米関係とか安全保障の関係で、確か参考人経済安保の方で参考人質疑にも出てきた方で本を何冊も書いてる方ですが佐橋さんが入ってるということ。

それとですね、吉原祥子さんと読むんでしょうかね、この方はご存知でご存知の方覚えておられると思いますが、あの土地規制法の参考人質疑で、与党側の推薦で出てこられた方で、そうでありながらですねこの法律については非常に説明不足で皆さんが懸念するのはやむを得ないという、かなり踏み込んだ発言をされた方ですね、吉原さんが入られてるということが少し目に留まる印象があります。

それと問題なのはですね、その下に6人入っている専門員というのが非常にこれが曲者というか何というか、非常に私からするとですね問題のある方ばかりなんですね。

岩並秀一さんという読むのかな三菱重工業株式会社顧問の方。この方は元海上保安庁の長官だそうですね。

それから兼原信克さん、この方はよく知ってる方が多いと思いますが、まさに最近で言うと経済安保法を含めてですね、もっと国家安全保障局のナンバー2だった方で、盛んに保守論壇で活躍されている方で、軍事研究の拠点をつくれなどということを書きまくってる方ですね。

それからこれもご存知、北村滋さん元国家安全保障局のトップだった方で、秘密保護法、共謀罪法、土地規制法、経済安保法に関わってきた方ですね、張本人のような方です。

それと黒江哲郎さんていうのは三菱、三井住友海上火災保険顧問になってますが、この方元防衛事務次官で、南スーダンPKOの日報隠蔽で処分されて退官された方ですね。

ということですよ。

それから佐藤裕子さんという方はちょっとこれどっかの国華荘っていうですかねこの方ちょっとよくわかりませんが、その最後の山口彰さんは原子力安全研究協会の理事ですが、この方はいわゆる原発、原子力村のですね、有名な御用学者の方の1人で再稼働に向けてもかなり働いた方で非常にある意味有名な方ですけども、このように専門員がですね本当にろくでもない方ばかりなので、およそまともな審議がされるとは思えないというふうに思ってますので、私達も覚悟をしてですねパブコメに集中することも含めてその後のこの会議を先ほど馬奈木弁護士も言われてましたが、公開させるどういう議論を誰がやったかってことをはっきりさせることも含めて、私達がしっかりプレッシャーをかけていかないとですね、非常に危険な方向に動かされていくんじゃないかと思っていますのでその点皆さんにも、ぜひ知っていただきたいなということ一言だけです。

ありがとうございます。

岡本：はい、ありがとうございます。

今審議会の話がですね、杉原さんから言いましたけれども、本当に恐ろしいことですね。チャットの中でですね、私ちょっと一言、意見をちょっと述べていただきたい人がいるんですけども、近藤ゆり子さんお話できますかね、個人情報保護の観点から、近藤さんが懸念していること、もしよろしければお話をしていただきたいんですけども、もしお話することが可能でしたら、ぜひよろしくお願ひしたいんですけども、ミュート解除してできたらお願ひします。

近藤：ちょっとすいません準備するので、次にしていただけますか。

岡本：はい、かしこまりました。はい、承知いたしました。

はいそしたらですね、白井則邦さん、自治体議員団から。ぜひよろしくお願ひいたします。音が聞こえないかな。

聞こえない、マイクは繋がってないんじゃないですかね。

聞こえないかな、イヤホン抜いてもらえた方がいいかもしれない。

白井：これで入ってます。

駄目かな。これ聞こえますかね。

岡本：OKです。

お願ひします。

白井：はい、すいません。そうですね。ちょっと、ですね今回、いろいろ皆さんがご説明してくれたようにあんまり付け加えることがないんですけども、ちょっと気にしてるころはいくつかあって、まず補償のところについてその勧告でされた場合については補償があるんですけどその前に行政な説明があるというのであればそこで是正した場合についても補償がないっていうのはちょっとおかしな話なので、まずそこは付け加えてもらった方がいいのかなっていうところがありますね。

あと今回はその内閣総理大臣から情報提供を求めるその他の関係者ってのがやっぱり限定がないので、ここについては限定してもらえるように、例えばあの資料とかへの守秘義務のあるものに対してはその情報提供を求められちゃうこと自体でそのクライアントとの信頼関係が破壊されてしまうので、もうそれは絶対やらないようにっていうなことも付け加えて、いかにその対象を狭めるかっていうなことをちょっとずつでもやっていく必要があるのかなと思います。

とりあえず、今思いついたらそれぐらいです。以上です。

岡本：はい、ありがとうございました。

近藤ゆり子さん、ご準備の方はいかがでしょうか。

お願いしますすいませんでした。

近藤：近藤です。

大垣警察市民監視違憲訴訟原告ということなんですけれども、先ほど仲松先生もおっしゃってましたが、公安警察とか情報保全隊とかは、思想信条にわたることを公然と、特に公安警察は今回裁判でも公然と収集してますということを居直っているわけですね。

そういう関係機関から情報収集するということは、結局のところ、思想信条にわたる情報を収集してするという宣言みたいなものだというふうに私は思っているので、項目的には第1-2-1なんかで、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することがないように留意するなんて言ってんのを、不当でも留意でもなく、制限するなっていうことをきつく言うとかですね、それから非常に具体的には、例えば項目、第3-1-2のところなんかで、必要に応じて土地利用者である法人のホームページ等から公開情報の収集を行うというふうにはあるけれども、任意団体や個人のホームページやブログ、SNS等からは情報は行わないとはっきりしろと、法人のホームページって言ってんだから、個人や任意団体からはそういう情報収集を行わないというのは個人や任意団体の場合は思想信条に渡る情報が当然包含される場合が多いので、そのことを明記しろとかですね。

それから、先ほども言いましたけど、関係行政機関という形でいろいろ集積されている個人情報、特に思想信条プライバシーでわかる情報は集めたいとか、そういうことを明確にしろということをはっきりとパブコメで言うべきだというふうに思っています。

これ言ったらそうしないなんてほど甘くはないというふうに思いますけれども、それは多くの方が言わなければいけないと思います。それとあと第3-1-3のところ、その他関係者というのがまた非常に曖昧で、その他関係者が密告奨励してるわけですけども、土地等利用者の家族友人知人などは、除外するとかっていうことも明確にしろと言ったら、じゃあしないということにはならないかもしれませんが、家族友人知人の関係者に含めることで人間関係を分断していくというのは非常に恐ろしいので、こういうことについてもはっきりと言っていきたいなというふうに思ってます。

さっき海渡先生は何百字って言ってましたけど私は何十文字でというレベルでいいからたくさん意見を皆さんが寄せてくださることを期待しています。

以上です。

岡本：はい、どうもありがとうございました。

そろそろ時間なりますので、中継の方を終わらせていただきたいと思いますと思うんですけども、もう一度パブコメの締め切りを皆様にお伝えいたします。8月24日23時59分迄がパブコメの締め切りとなっておりますので、電子メール、そして郵送でぜひともですね送っていただきたいと思っております。

パブコメ土地規制法、インターネットで検索していただきますと、いろいろな私もブログ書いてますし、土地規制法の廃止アクション事務局でもブログを書いておりますので、ヒットいたしますので、そちらの方を検索していただきたいと思っております。

そしてあの、今日はYouTubeでご覧になっていらっしゃる方、ツイキャスでご覧になっていらっしゃる方、アーカイブ残りますので、繰り返し見ていただきたいと思っております。

あとあと土地規制がこれ成立してしまったので、それが民意といえはそうかもしれませんが、中には私達規制して欲しいという方ですけれども、もっと全く厳しい法律にして欲しいっていう方も中にはいると思うんですけれども、そういった方々もですねぜひ一緒にパブコメを書いていただきまして、それこそ民意だと思っておりますので、パブコメの醍醐味ですので、いろいろ書いていただきたいと思っております。

そしたらですね、この後の会場は6時まで借りておりますので質疑応答とかパブコメこんなふうに書きたいんだけどどうしたらいいかなっていうもしご質問ある方は残っていただいて、一緒にまたあの意見交換を継続させていただきたいと思っております。

それでは中継の方ですねこちらで一旦終了させていただきます。

Zoomでご参加の皆様もありがとうございました。

ありがとうございました。